

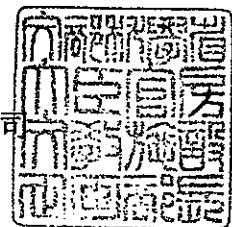
27文科施第351号

平成27年10月16日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公 立 学 校 共 済 組 合 理 事 長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
中 岡



学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査
(特定調査) の結果について(通知)

本調査は、石綿障害予防規則の改正(平成26年3月)により、同規則第10条の規制対象として、これまでの吹き付けアスベスト等に加え、新たに「石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材(以下、「石綿含有保温材等」という。)」が追加されたことから、児童生徒等の安全対策に万全を期すため、それらの使用状況について調査をすることとしたものです。

このことについては、「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)について(依頼)」(平成26年7月14日付け26文科施第197号)及び「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)の調査票の再確認について(依頼)」(平成26年12月16日付け事務連絡)、「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)のうち、応急処置の対応状況についての確認(依頼)」(平成27年7月7日付け事務連絡)により依頼していたところであり、このたび、別添のとおり調査の結果を取りまとめ、公表しましたので通知します。

本調査の結果、石綿の含有の有無に関わらず劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関が155機関、石綿を含有する煙突用断熱材に劣化、損傷等がある煙突を保有する機関が380機関あることが明らかになりましたが、これらに該当する機関におかれでは下記1.及び下記2.を参照の上速やかに対策を講じるようお願いします。

また、本調査が未完了の機関においては、下記3. を参考の上、早期に調査を完了するようお願いします。

上記及びその他の機関においては、引き続き、下記4. 以降に基づき適切な対応をお願いします。

また、本調査の全体調査については、「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について（依頼）」（平成27年9月25日付け27文科施第313号）で既にお知らせしていますが、事前に示したスケジュールでは実施せず、実施方法も含め、今後の政府全体の動きに合わせて判断していくこととしましたので、改めてお知らせします（参考参照）。

このことについて、都道府県教育委員会においては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事部局においては所轄の私立学校等に対し、周知徹底するとともに、適切な対策がなされるよう指導願います。

記

1. 劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関

劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関においては、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに囲い込み等の処置を講じること。

2. 劣化、損傷等がある煙突を保有する機関

劣化、損傷等がある煙突を保有する機関においては、使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講じること。

使用停止した煙突は、速やかに囲い込み等の処置を講じること。

3. 調査が未完了な機関

調査中の機関においては、対象建材の状態等により安全性への危惧があることから、児童生徒等の安全対策に万全を期すためにも早期に調査を完了すること。

4. アスベスト対策について

<煙突について>

- ・ 煙突については、特に建材の劣化が激しい場合は、煙突からアスベスト繊維を大気中に発散させる、煙突内に入った雨水などを排水するドレン管から排出される、剥落して最下の掃除口に堆積した石綿含有断熱材等を灰と誤って一般のゴミとして廃棄されるといった例もあることから、特に注意すること。
- ・ 煙突内の清掃等作業を行う場合は、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日厚生労働省通知）^{*1}も参照すること。

<共通>

- ・ アスベスト対策工事を行う場合には、アスベストの大気中への飛散防止やアスベスト廃棄物の適切な処理等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整の上、適切に作業を行うこと。
- ・ 建物の解体工事等の実施に当たっては、「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」及び「大

「気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について（周知）」（平成 26 年 6 月 20 日 26 施企第 6 号）、「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について」（平成 25 年 1 月 7 日厚生労働省通知）※2も参照すること。

- ・建物の解体工事等を外部に発注する場合は、吹き付けアスベスト等や石綿含有保温材等の使用実態調査等の事前調査の結果を工事受注者に通知し、適正な工事が実施されるよう努めること。また、これらの調査で確認できない部分等に石綿含有建材が使用されている可能性もあるため、石綿不使用とされた機関においても、慎重に対応すること。
- ・アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底する。また、文部科学省においては、アスベスト対策の実施状況のフォローアップ等を行うこととしているため、本調査等の関係書類は保存しておく。
- ・アスベストに関する情報の公表については、ホームページ等の活用を検討する。また、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等への説明は、吹き付けアスベスト等の存在とその状態、立入禁止等の措置状況及び今後の対応方針等について、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに行う。

＜災害時における対応＞（平成 23 年 3 月 24 日事務連絡参照）

- ・災害時においては、倒壊等の被害を受けた学校施設等を保有する機関においては、吹き付けアスベスト等の飛散のおそれがないか速やかに確認すること。
- ・確認の結果、飛散のおそれがある場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月環境省）※3 及び同パンフレット（平成 24 年 5 月環境省）※4 を参考に、速やかに立入禁止措置を講ずるとともに飛散防止のための応急措置を講じること。
- ・吹き付けアスベスト等が使用されていた学校施設等が倒壊したことにより、廃棄物として処理されることとなったものについては、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（平成 23 年 3 月環境省）※5 により、適切に対応すること。
- ・上記の確認等作業に当たっては、職員等に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。

5. その他（本調査の対象ではないが、引き続き留意する事項）

（1）非飛散性アスベスト含有成形板等への対応について

- ・学校施設等においては、吹き付けアスベスト等のみならず、非飛散性アスベスト含有成形板等も内装材や煙突などの建材として使用されているところであり、このようなアスベスト含有成形板の除去については、「非飛散性アスベスト含有成形板の除去に係る留意事項について」（平成 22 年 12 月 27 日事務連絡）により、適切に対応すること。
- ・なお、アスベストはその纖維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、通常の使用状態では、板状に固めた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベストを含有するボード類、床材等の非飛散性アスベスト含有成形板は調査対象外としているが、これらについてもその状態等について点検・維持管理を行うこと。

（2）石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

- ・石綿及び石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物については、平成 18 年 9 月 1 日から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、このことに関し、「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」（平成 23 年 1 月 27 日厚生労働省通知）※6 を参考し、適切に対応すること。特に輸入品については、同通知の記 2～4 に十分留意すること。

（参考）

※1 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成 24 年 9 月 13 日厚生労働省通知）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seikiken/roudou/sekiyen/hourei/dl/130107_0913-01.pdf

※2 「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について」（平成 25 年 1 月 7 日厚生労働省通知）

- http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0107-02.pdf
- ※3 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月環境省)
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>
- ※4 「「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」パンフレット」(平成24年5月環境省)
http://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/pamph.pdf
- ※5 「廃石綿が混入した災害廃棄物について」(平成23年3月環境省)
http://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf
- ※6 「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」(平成23年1月27日厚生労働省通知)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001146w.html>
- 建築物石綿含有建材調査者制度について(国土交通省ホームページ)
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house Tk_000050.html
 - 一般社団法人日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習 修了者情報」
<http://www.jesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx>
 - 文部科学省におけるアスベスト対策への取組
http://www.mext.go.jp_submenu/05101301.htm

(本件連絡先)

担当 文教施設企画部施設企画課

指導第二係 岩井、田口

電話:03-5253-4111 (内線2292)

E-mail:yiwai@mext.go.jp、taguchim@mext.go.jp

別添

平成27年10月16日

文部科学省

学校施設等における石綿含有保溫材等の 使用状況調査（特定調査）の結果について

1. 経緯

文部科学省では、児童生徒等の安全対策に万全を期すため、平成17年度から「吹き付けアスベスト（石綿）等」の使用実態調査及びフォローアップを実施している。

本調査は、石綿障害予防規則の改正（平成26年3月）により、同規則第10条の規制対象として、これまでの吹き付けアスベスト等に加え、新たに「石綿を含有する張り付けられた保溫材、耐火被覆材、断熱材（以下、「石綿含有保溫材等」という。）」が追加されたことから、それらの使用状況について調査を実施したもの。

2. 調査概要

（1）調査内容

① 室内等に露出した保溫材等の使用状況

石綿の含有の有無に関わらず※教室や廊下等に露出して設置されている保溫材及び耐火被覆材の劣化、損傷等の状況を調査。

※児童生徒等の身近にあることから、調査及び対策の迅速性をより高める必要があるため。

② 煙突用断熱材の使用状況

石綿を含有する煙突用断熱材の劣化、損傷等の状況を調査。

（2）調査対象機関

国公私立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、所管独立行政法人、認可法人、特殊法人等（調査対象機関の総数は133,516機関）。

（3）調査時点

平成26年10月1日時点としていたが調査結果の再確認等に時間を要したため平成27年9月8日までの対応状況も反映。

（4）調査対象建材及び建物

保温材：平成8年度以前に完成（改修工事も含む）した建築物。

耐火被覆材：上記に加え、平成17年度以前に完成した建築物。

煙突用断熱材：平成26年10月1日時点で保有する全ての煙突。

3. 調査結果

① 室内等に露出した保温材等の使用状況

【調査結果】

(調査完了率：93.8%^{*1})

○ 調査対象機関	133,516機関 (100.0%)
○ 露出した保温材等を保有する機関	29,417機関 (22.0%)
うち、 <u>劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関</u>	<u>155機関 (0.1%)^{*2}</u>

(注) 本調査では、石綿の含有の有無に関わらず、劣化、損傷等の状況について調査。

【今後の対策について】

※1 調査中の機関に対して、早期に調査を完了するよう要請。

※2 劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関に対して、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに囲い込み等の処置を講じるよう要請。

② 煙突用断熱材の使用状況

【調査結果】

(調査完了率：96.1%^{*3})

○ 調査対象機関	133,516機関 (100.0%)
○ 煙突用断熱材を使用した煙突を保有する機関	9,680機関 (7.3%)
うち、 <u>劣化、損傷等がある煙突を保有する機関</u>	<u>380機関 (0.3%)^{*4}</u>

【今後の対策について】

※3 調査中の機関に対して、早期に調査を完了するよう要請。

※4 劣化、損傷等がある煙突を保有する機関に対して、使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに対策を講じるよう要請。

(使用停止した煙突は、速やかに囲い込み等の処置を講じるよう要請。)

各調査結果の詳細は、別紙1～2参照。

調査結果の詳細は、文部科学省ホームページに掲載。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/10/1362807.htm

石綿含有保溫材等使用状況調査(特定調査)

室内等に露出した保溫材等の使用状況

平成27年9月8日報告分までの状況

機関種別	全機関数	調査中機関数	①露出して使用されている 保溫材、耐火被覆があるもの			機関数	室数		通路部分	
			機関数	室数	通路部分		(石綿含有)	(不明)	(石綿含有)	(不明)
1. 公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)	39,632	2,477	20,423	216,840	74,722	67	0	71	0	103
2. 公立学校 (高等専門学校、大学)	106	35	28	4,205	402	0	0	0	0	0
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、教育支援センター、教員宿舎等)	21,363	593	3,042	9,703	791	7	0	16	0	1
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、大学共同利用機関等)	141	1	131	78,012	5,740	0	0	0	0	0
5. 私立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学等)	15,525	530	1,626	60,833	9,064	7	0	145	0	24
6. 公立社会教育施設	22,686	2,304	2,353	8,272	1,334	31	1	44	0	10
7. 公立社会体育施設	30,377	2,029	1,408	4,873	993	37	0	65	1	16
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	3,662	352	392	2,609	588	6	0	20	0	28
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関を除く)	24	1	14	7,710	650	0	0	0	0	0
計	133,516	8,322	28,417	393,057	94,284	155	1	361	1	182

※ 措置中もの、閉鎖しているもの、被災により使用できないもの、今年度取り壊し予定のものを除く。

石綿含有保温材等使用状況調査(特定調査)

煙突用断熱材の使用状況

平成27年9月8日報告分までの状況

機関種別	全機関数	調査中 機関数	煙突の保有状況※1	①左記のうち、石綿含有断熱材を使用しているもの※2	②左記①のうち、措置済状態にあるもの	左記①のうち、措置済状態ではないもの	
						③損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの	④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの
				機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)
1. 公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)	39,632	2,232	4,912 (11,294)	2,226 (4,602)	611 (1,834)	1,336 (2,287)	152 (193)
2. 公立学校 (高等専門学校、大学)	106	33	108 (169)	35 (56)	6 (13)	20 (26)	7 (10)
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、教育支援センター、教員宿舎等)	21,363	347	1,423 (1,876)	96 (113)	10 (10)	70 (80)	11 (12)
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、大学共同利用機関等)	141	17	121 (944)	71 (348)	32 (69)	46 (198)	25 (74)
5. 私立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学等)	15,525	356	1,043 (2,773)	499 (1,030)	177 (305)	264 (510)	99 (179)
6. 公立社会教育施設	22,686	1,590	1,042 (1,277)	428 (472)	73 (90)	221 (238)	43 (48)
7. 公立社会体育施設	30,377	294	680 (805)	180 (195)	39 (43)	101 (110)	28 (28)
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	3,662	281	334 (398)	104 (121)	24 (28)	65 (73)	9 (13)
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関を除く)	24	5	17 (307)	14 (117)	6 (15)	9 (55)	6 (43)
計	133,516	5,155	9,680 (19,843)	3,653 (7,054)	978 (2,407)	2,132 (3,577)	380 (600)※3

※1 石綿含有断熱材を不使用のもの等(8,985本)と調査中のものを含む。

※2 石綿含有断熱材を使用しているが、措置状態を確認しているものを含むため合計数は一致しない。

※3 うち使用中の煙突は378本。

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（全体調査）について

全体調査については「「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について（周知）」（平成26年6月20日付け26施企第6号 大臣官房文教施設企画部施設企画課長）の参考資料の中で事前にお知らせしていたところです。

この全体調査は、天井内や壁内等に隠れている、あるいは専門の作業員のみが立ち入るような機械室や床下ピット、共同溝内等に設置されている石綿含有保温材等を対象として実施することとしていました。

しかし、点検口等が設けられていない天井や壁等の内部は仕上材等を撤去（調査後復旧）しなければ調査することができず、また、撤去によって新たな石綿の飛散を生じさせたり、教育環境の悪化や教育活動への支障等をまねいたりするおそれがあります。一方、石綿含有保温材等は、劣化・損傷等がなければ、吹き付けアスベストよりも飛散性は低いとされていることや、調査は改修・解体工事の際にに行う方が合理的・効率的であることなども勘案して、全体調査については、事前にお知らせしたスケジュールでは実施せず、実施方法や時期も含め、今後の政府全体の動きに合わせて判断していくこととしました。

ただし、設置者における管理の重要性はかわるものではないので、引き続き「石綿障害予防規則」（平成26年厚生労働省令第50号）等に基づき、適切に対応するようお願いします。

（参考）

石綿障害予防規則

第1条第2項：事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有していない製品に代替するよう努めなければならない。

第10条第1項：事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。